

## 長野県150周年ロゴデザイン使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、長野県150周年ロゴデザイン（以下「150周年ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

### (150周年ロゴ使用に関する権限)

第2条 150周年ロゴの使用に関する一切の権限は、長野県（以下「県」という。）に属する。

### (使用目的)

第3条 150周年ロゴは、次のいずれかの目的で使用することができる。

- (1) 別に定める「長野県150周年関連事業」として認定された事業のPR
- (2) 長野県150周年のPR
- (3) その他、長野県知事（以下「知事」という。）が認めるもの

### (使用の申請と許諾)

第4条 「長野県150周年関連事業」の対象とならない情報発信等において150周年ロゴを使用する場合は、原則として使用開始の2週間前までに「ながの電子申請サービス（以下「電子申請」という。）」により、使用申請を行い、知事の許諾を得るものとする。

- 2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の申請を受けた場合、以下の各号に該当しないことを確認し、許諾することが適当であると認めるときは、その結果を遅滞なく申請者に使用許諾通知書（様式第1号）により通知するものとする。なお、使用を許諾することが不相当と認める場合は、その結果を遅滞なく申請者に使用不許諾通知書（様式第2号）により通知するものとする。
  - (1) 第3条各号の目的以外で使用されるおそれのある場合
  - (2) 県の品位を傷つけるおそれ、又は本事業のコンセプトに沿わない発信内容となるおそれのある場合
  - (3) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのある場合
  - (4) 消費者の利益を害するおそれのある場合
  - (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものとなるおそれのある場合、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのある場合
  - (6) 第三者の知的財産権を侵害するおそれのある場合
  - (7) その他、知事が公益上の観点または著作権管理の観点から使用について不相当と認める場合

### (使用許諾の条件)

第5条 知事は、使用許諾にあたり必要があると認められる場合には、150周年ロゴの使用方法その他について、条件を付することができる。

(使用可能期間)

第6条 150周年ロゴの使用可能期間は、原則として令和7年(2025年)10月1日から令和9年(2027年)2月28日までとする。

(使用料)

第7条 150周年ロゴの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 150周年ロゴを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条第3項各号のいずれかに該当する、又はそのおそれのある使用はしないこと。
- (2) 「長野県150周年ロゴ VIデザインマニュアル」に定められた色、形式などを正しく使用すること。  
ただし、知事が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 許諾された用途のみに使用し、第5条により知事が付する使用方法その他の条件がある場合は、その条件に従うこと。

(許諾内容の変更)

第9条 使用者が、許諾された内容について変更しようとするときは、原則として変更の2週間前までに電子申請により再度申請を行い、その許諾を得なければならない。

(使用許諾の取消し)

第10条 知事は、150周年ロゴの使用がこの要領または許諾内容に違反していると認められる場合、当該の使用許諾または変更許諾を取り消すとともに、150周年ロゴの使用許諾を受けた者に対し、変更又は使用中止の指示、使用物件等の回収等の措置の指示をすることができる。

- 2 前項の使用許諾の取消は、150周年ロゴ使用許諾取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 前2項の規定により取消された者は、取消のあった日以降、当該許諾に係る150周年ロゴを使用してはならない。

(使用状況の報告)

第11条 知事は、150周年ロゴを使用した者に対し、使用状況、実績、参考資料、成果品等の提出を求めることができる。

- 2 使用者は、150周年ロゴの使用実績について、使用者名、使用目的等を公表することを了承するものとする。

(経費等の負担)

第12条 県は、この要領による使用許諾等の申請及び報告に要した経費並びに使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

- 2 県は、第10条第1項の規定に基づき150周年ロゴの使用許諾を取り消された者又は同条第4項の規

定に基づき使用方法その他の変更若しくは使用の中止の指示を受けた者に生じる経費（回収、成果品の変更費用等）及び役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 県は、150周年ロゴの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか、150周年ロゴの使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月4日から施行する。